

議事日程(第5号)

平成29年3月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第7号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第10号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 高鍋町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 平成29年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第19号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成29年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第22 同意第2号 副町長の選任について
- 日程第23 同意第3号 固定資産評価員の選任について
- 日程第24 発議第1号 資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書
- 日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第26 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第27 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第7号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第10号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 高鍋町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 平成29年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第19号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成29年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第22 同意第2号 副町長の選任について
- 日程第23 同意第3号 固定資産評価員の選任について
- 日程第24 発議第1号 資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書
- 日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第26 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第27 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	緒方 直樹君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	青木 善明君	18番	永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
 議事調査係長 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			森 弘道君
政策推進課長	三嶋 俊宏君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	鳥井 和昭君	産業振興課長	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	野中 康弘君	町民生活課長	杉 英樹君
健康保険課長	徳永 恵子君	福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

平成29年第1回定例会において、補正予算案は可決され、平成29年度骨格予算及び条例制定、一部改正などを含めて、特別委員会、常任委員会での審査を受け、委員長の報告を待つだけです。

新たに意見書、平成28年度補正予算（第7号）、人事案件2件が示され、去る21日、22日の両日、議長室において議会運営委員会メンバー全員、議長、副議長はオブザーバーとして参加。執行部より副町長、総務課長、政策推進課長、産業振興課長、日程説明のため議会事務局長、補佐が参加いたしました。

今回、提案されるのは平成28年度一般会計補正予算（第7号）、これに関しては、事業認定がおくれたことが原因ですが、せつかく補助事業として認められたことによるものであります。これについては執行部へ丁寧な提案理由説明を行うことを要望し、図面1等についても、資料として添付を求めたところです。

また、副町長の人事案件と、それに伴う固定資産評価員の選任の同意案件2件、資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める議員発議による意見書1件がございます。

日程に追加することで、委員全員一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり4件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

---

日程第1. 議案第6号

日程第2. 議案第7号

日程第3. 議案第8号

日程第4. 議案第9号

日程第5. 議案第10号

日程第6. 議案第11号

日程第7. 議案第12号

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

日程第10. 議案第15号

日程第11. 議案第17号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第6号町道路線の認定についてから日程第11、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算まで、以上11件を一括議題といたします。

本11件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） おはようございます。

平成29年第1回定例会において、総務環境常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。日時は3月13日、14日、15日と17日の4日間です。第1委員会室において、総務環境常任委員全員出席、要点筆記の事務局長、関係課職員の出席のもと審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第9号西都児湯消費生活相談センターの組織

及び運営等に関する条例の制定について、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第11号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、議案第13号高鍋町個人情報保護条例の一部改正について、議案第14号高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正について、議案第15号高鍋町税条例等の一部改正についてと、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中関係部分についてです。

初めに、議案第9号西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営に関する条例の制定について、総務課より説明がありました。

西都児湯1市5町1村は、協同して消費生活相談員を設置し、相談業務の広域的処理を行うことで、住民サービスの向上、相談業務の効率化及び高度化を図るために設置するので、高鍋町にセンターを置き、本年4月1日に開設する。関係市町村を月1回訪問し、巡回相談を行う。

運営費の多くは県の補助であるが、人件費の半分は関係市町村の負担である。その負担割合は均等割50%、人口割50%であるとの説明でした。

質疑に入り、その相談をする部屋はどこに設置するのかとの質疑に、町民課の奥の部屋である。看板も設置するとの答弁がありました。

次に、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、監査委員の報酬が日額になっているが、全国では多くが月額になっている。また、その金額は、県内でも下回っているのを改めるもの。また、農業委員会関係に農地利用最適化推進員を加えるもの。中央公民館・別館・体育館管理人は1名体制から2名管理になっているため、日額にするもの。スポーツセンター管理人も同額で加えるもの。また、嘱託員に消費生活相談員を加えるものなどの説明がありました。

質疑に入り、委員より、中央公民館と体育館の管理人は何人かとの質疑に、1名であるとの答弁でした。

次に、議案第11号高鍋町職員の育児休業に関する条例の一部改正について、人事院勧告による改正である。養子縁組が成立していないが、養子になることが予定されている場合、その子どもに対しても育児休業を認めるもの。

次に、議案第12号、これも人事院勧告によるもので、育児や介護を行っている職員に時間外勤務を強制できないもの。委員より、休暇についての質疑があり、介護時間は3年間で、介護休暇は6月の間に3回を超えず、93日を超えないものとの答弁。

次の議案第13号と14号は関連しているため一緒に審査を行いました。

議案第13号高鍋町個人情報保護条例の一部改正について、マイナンバー法の施行に伴い、個人番号を含む個人情報は、高鍋町特定個人情報保護条例の適用を受けることから、本条例における個人番号の定義を明確化するもの。

議案第14号高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正については、特定個人情報の保護

に必要な措置に、措置を新たに設けるとともに、マイナンバー法の改正によって影響が生じる箇所を改正するものとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、個人情報保護条例と特定個人情報保護条例の違いについての質疑に、個人情報を保護するという原則は同じであり、その情報が単純な個人情報か、個人番号を含む個人情報かの違いにより、適用を受ける条例が異なる。特定個人情報は、その情報に個人番号が含まれ、利用範囲は税、社会保障及び災害対策に限られているとの答弁でした。

また、委員より、その必要性はとの質疑に、あくまでも個人情報の保護であるとの答弁でした。

議案第15号高鍋町税条例の一部改正について、平成29年4月に予定されていた地方消費税の引き上げが、平成31年10月に延期されたことによる改正である。個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除、法人税割の税率、軽自動車税など、法改正に合わせて改正するものとの説明がありました。

質疑はありませんでした。

次に、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中関係部分についてです。

初めに、会計課関係です。歳入として、総務管理委託金は県収入証紙売りさばき手数料。歳出の会計管理費は町金庫派遣に伴う経費である。指定金融機関事務委託取扱手数料や口座振替手数料、窓口納付手数料。また、旅費は資金運用のための研修のためなどの説明がありました。

質疑に入り、委員より、県の証紙の手数料の増減はどうかとの質疑に、例年、そんなに変わらない。27年度の決算に基づき計上した。県立高校の入学、建築等に関する確認申請に必要なものであり、町内での購入をお願いしたいとのことでした。

また、委員より、債券による資金運用についてはリスクが伴う。自治体が取り組むのは慎重にすべきではないかとの発言に、マイナス金利が続いている状況なので、将来を考えて地方公共団体金融機構が主催する資金運用に関する研修旅費を計上したとの説明でした。

次に、議会事務局関係です。旅費は串間市訪問、アカデミーでの研修費、議会活性化研修費。共済費は議員共済組合などの負担金。交際費は寸志や姉妹都市への御土産代。印刷費は議会だより。借り上げ料は議場の残時間時計などの説明がありました。

質疑に入り、委員より、交際費の寸志はどのようなときに使うのかとの質疑に、会合に招待、出席要請を受けた時のビール代などとの答弁。また、残時間表示計の借り上げ料についての質疑に、5年たったら町有物になるとの説明でした。

町民生活課です。初めに、歳入についてです。使用料の衛生使用料は唐木戸霊園使用料。総務手数料は戸籍、住民票などの手数料、臨時運行許可手数料、個人番号カード再交付手数料など。手数料の衛生手数料はし尿くみ取り手数料、ごみ処理手数料で条例改正に合わせて計上した。国庫補助金の総務費国庫補助金は個人番号カード交付事業費補助金で、初回交付が無料であるための補助。

歳出として、総務費の戸籍住民基本台帳費では、需用費として窓口の用紙など。委託料は、住基ネットワーク戸籍総合システムなどの保守委託料。負担金補助及び交付金は通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金。衛生費の環境衛生費は、不快害虫の駆除や不法投棄パトロールを行う環境保全嘱託員の報酬、不快害虫の駆除剤、山王地区の墓地に隣接するがけの樹木が道路に倒れる恐れがあるための樹木伐採手数料、蚊口、鴨野の墓地の国有地賃借料。西都児湯環境整備事務組合負担金のうち斎場分負担金。じんかい処理費は、現在発行している家庭ごみの分け方、出し方豆辞典の改訂版で、西都児湯で作成中であるが、この改訂版に合わせて全戸配布するカラーチラシの作成費用、不法投棄の廃棄物処理手数料、西都児湯環境整備事務組合負担金のうちセンター分。最終処分場費は、染ヶ岡最終処分場の電気関係設備の長寿命化のための修繕費、外周の樹木の伐採費などの説明がありました。

質疑に入り、唐木戸墓地はあと何区画残っているのかとの質疑に、18区画であるとの答弁。蚊口、鴨野の借りている国有地の面積と金額についての質疑には、蚊口が1,485平方メートル、鴨野が581平方メートルで、金額は6万4,000円であるとの答弁。

次に、ヤンバルトサカヤスデについて、減少しているかとの質疑について、今まで対応してきたところは減少している。今から行動が活発化する時期なので、地区の方と協議しながら進めていくとの答弁でした。

次に、今回、譲渡される旧斎場跡地向かい側の小並運動広場は、小並地区に委託するのかとの質疑に、その予定であるとの答弁。

また、不法投棄は減ってきたのかとの質疑に、減っていないとの答弁。その対応について聞かれ、パトロールや看板を設置して対応しているが、効果が少ないとの答弁でした。

次に、最終処分場の質疑で、樹木伐採については車の通行の妨げにならないようフェンスの高さまで伐採するもの。また、修繕は何年で行うのかとの質疑に、31年までの予定との答弁でした。

次に、上下水道課です。歳入について、保健衛生費国庫補助金は合併浄化槽に対するもので、国庫補助金は60基分、補助率は国費2分の1。衛生費県補助金も合併浄化槽に対するもので、新築にはなく、くみ取りと単独浄化槽からの切り替えに4分の1の補助率。

歳出は、浄化槽設置整備費で、5人槽49基、7人槽10基、10人槽1基。また、単独浄化槽の撤去10基であるなどの説明でした。

質疑に入り、新築での合併浄化槽の補助についての質疑に、国が2分の1、県の補助がないので、町が2分の1の補助との説明がありました。

総務課関係です。歳入について、交通安全特別交付金は交通違反の反則金などを原資にするもので、少しずつ減ってきている。国庫補助金の災害対策補助金は、津波避難タワー建設の3分の2、防災資材整備事業の2分の1。県補助金は西都児湯消費生活相談センター事業に、消防補助金は蚊口の津波避難施設整備に、施設協力金は職員の寄附によるもの。

歳出は、総務費の基金繰り出しの減額は、なでしこ保育園北側土地購入が終了したため。地域安全対策費は青パト、掲示板に。新設は西都児湯消費生活相談センター費。消防費は減額、前年度は活動服の更新があったため。災害対策費は蚊口の津波避難タワー工事費、防災マップ作成委託料などの説明がありました。

質疑に入り、避難タワーの自治体負担はないと聞いていたがとの質疑に、負担はあるとの答弁。普通旅費の減額の理由についての質疑には、大槌町への職員派遣が、今年度はないため。もう一度要請があることが考えられる。なでしこ保育園北側の土地は保育園に売ったのかとの質疑に、有償で貸し出している。西都児湯生活相談センター負担金についての質疑に、見直すことも考えられるとの答弁でした。

次に、政策推進課関係です。歳入は交付金や補助金。また、総務寄附金はふるさと納税で5億5,000万円を計上。雑入として高鍋町史頒布金、宝くじ交付金、町内巡回バス運賃、臨時財政対策債など。

歳出について、文書広報費は「お知らせかなべ」印刷費。財産管理費に、新たにふるさと納税推進事業費の細目を新設。積立金はふるさと納税のふるさとづくり基金。企画費の報償費は宮崎産業経営大学との包括的連携事業協力謝金と移住サポート謝礼。諸費委託料は町内循環バス。電算化推進費はクラウド環境構築委託、電算機等借上料などの説明がありました。

質疑に入り、包括的連携事業協力についての質疑に、町の地域課題の解決やまちづくりに関するさまざまな分野において、両者が連携して取り組みを進めることを目的としており、28年度は第6次総合計画に住民の意見を反映するために、町民の意見集約の場を共同開催するなど、本町における対話の場づくりを行ったとの答弁。

クラウド環境構築についての質疑には、庁舎のサーバーを外部のデータセンターに保管するためのもの。メインは住民情報で、災害等に備えるものとの答弁でした。

また、移住相談会についての質疑には、職員による県外相談会への参加が2回。相談会において18件の移住相談に対応し、お試し滞在住宅の申し込みにつながったものもあったとの答弁がありました。

税務課関係です。歳入として、町民税の現年課税は増額、滞納繰越分は減額。固定資産税も現年課税分は増額、滞納繰越分は減額。軽自動車税は増額。町たばこ税は減額などの説明がありました。

質疑に入り、算定に用いた収納率についての質疑に、町民税は99.16%、固定資産税は98%との答弁でした。さらに、滞納繰越金は減ってきたがゼロにはならないのかとの質疑に、難しい、所得税と異なり翌年課税であることも、その原因の一つかとの答弁がありました。

委員会での質疑や審査が終わり、小並運動広場と斎場跡地を現地調査し、採決を行いました。

議案第9号西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定について



て、討論を求めたところ賛成討論があり、ほかに討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を求めたところ賛成討論があり、ほかに討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第11号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第13号高鍋町個人情報保護条例の一部改正について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第14号高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第15号高鍋町税条例等の一部改正について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、討論を求めたところ賛成討論があり、ほかに討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町個人情報保護条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） おはようございます。

平成29年第1回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第6号町道路線の認定について、議案第7号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議案第8号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中関係部分についての4件であります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。なお、報告については、審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

日時は3月13日から3月17日間の4日間、第3委員会室にて産業建設常任委員が出席し、執行部当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

現地調査では、建設管理課関係では新萩原菖蒲池村東往還北線、樋渡4線、樋渡5線、筏2線、松ヶ鼻線の5路線と東光寺鬼ヶ久保線の1路線を調査してまいりました。

初めに、議案第6号町道路線の認定について建設管理課から説明があり、5路線を認定計画しており、路線番号755から758の4路線は、新しく民間より開発された道路で、町のほうに寄附・譲与された道路。759の1路線については、現在は里道であるが、今

後町道路線として整備を行うことから、町道と認定するため道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるとの説明があり、質疑に入りました。

質疑討論はなく採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、農業委員会事務局より、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める農業委員会の委員定数7人、農地利用最適化推進委員の定数7人とするため、高鍋町農業委員の選挙による委員の定数条例、高鍋町農業委員会の選任による委員の推薦に関する条例を廃止するもので、その内容については、農業委員会はその主たる任務である担い手の農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要であることから、法律の改正が行われ、法の改正前は任意事務で行われていたが、必須事務となりましたとの説明がありました。

また、農業委員については、農地等の利用の最適化の推進を積極的に進めていくことができるものが確実に委員に選ばれるよう、公職選挙法の準用による公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する制度へと改正されました。

また、農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されたとの説明がありました。

また、農業委員7名、農地利用最適化推進委員7名、合計14名での高鍋町農業委員会の業務については支障もなく、これまで以上の成果が期待できるものと確信しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、今までは13区域で担っていたが、これが13区域割から7区域割になるので、担う区域が今までの倍となるので、業務に支障を来すのではとの問いに、現在、農業委員が1人で200ヘクタール以上を担っておられ、農地等の利用の最適化の推進に特に問題はなく、これからは1区域約230ヘクタールを農業委員と推進委員の2人で担うので支障はないとの答弁でした。

委員より、農業委員について市町村長が議会の同意を得て任命する制度となっているが、公選制を廃止することにより偏りが生じるのではないかととの問いに、農業委員も農地利用最適化推進委員も町のインターネットを使用し公募をし、各種団体の推薦もできるし、自分でも応募ができるような仕組みとなっている。選定委員会を立ち上げ、公正な選任ができるようするとの答弁でした。

委員より、選定委員会のメンバーはの問いに、土地改良区理事、JA理事、共済理事、元農業委員、副町長、総務課長、産業振興課長、農業委員会事務局長を考えているとの答弁でした。

委員より、推薦や募集に定数が満たなかった場合はどうするかの問いに、推薦、募集期間の延長、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係に対して積極的に働きかける。それでも困難な場合は、推薦や募集したもの以外から、町長が適当と認めるものを委員の

候補とすることも可能であるとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決に入り賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号高鍋農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について、農業委員会事務局より、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて、報酬とは別に報償費を支給するため制定するものであり、活動実績に応じた交付金は、担い手への農地集積・集約化の推進活動、遊休農地の発生防止・解消活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、活動に必要な会議の開催、その他農地利用の最適化に必要な活動であり、成果・実績による交付金は、農地等の利用の最適化に向けた成果の実績により、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消の成果を上げた農業委員会を対象に交付されるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、地域によっては目標の達成が難しい地域があるが、また、目標もばらつきがあると思われるが、そのような場合はどうなるのかについての問いに、全員で目標に向かって頑張っていくので、均等割となるとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決に入り賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、初めに、上下水道課では、土木費のうち都市下水路費と公共下水費の説明を受け、質疑を行いました。

委員より、都市下水路しゅんせつ工事箇所はどこかの問いに、西小校門から畑田橋に向かって小幡カメラの合流地点までと、津房産業からの合流地点までのカーブになっている場所と火月の牛乃屋付近、予算を見ながら小幡カメラ先の竹の伐採を行いたいとの答弁でした。

次は、産業振興課です。まず、歳入は、分担金では基幹水利施設管理事業分担金、尾鈴地区営事業分担金が主で、使用料はRVパーク使用料、農産加工使用料で、手数料は鳥獣飼養手数料で、県補助金では人・農地問題解決推進事業補助金、経営所得安定対策推進事業補助金、多面的機能支払交付金、経営体育成交付金、青年就農交付金、有害鳥獣捕獲班活動支援事業補助金、市町村間連携支援交付金である。

委託金は、埋却地再生整備事業委託金、松くい虫薬剤防除にかかる委託金が主で、諸収入では大家畜導入資金貸付金元利収入、中小企業融資資金貸付金元利収入、一ツ瀬川土地改良事業国営未施工地区償還貸付金元金収入、交流ターミナル運営資金貸付金元金収入などとの説明を受け、歳出では、農業総務費は職員12名分の給料や職員手当、共済費などで、農業振興費では、みやざき特産野菜価格安定対策事業負担金、環境保全型農業育成支援事業補助金などで、新生産調整対策事業費は高鍋町緊急生産調整対策事業費が主で、畜産業費では埋却地再生整備事業委託金が主である。

次に、農地費は、農地費、一ツ瀬川土地改良事業費、尾鈴地区土地改良費、一ツ瀬川営農飲雑用水事業費、国土調査費などである。地域振興費は、地域農業リーダー育成支援事業費、高鍋環境保全型農業推進協議会補助金が主で、農村施設費は、防災ダム費、交流施

設費、農村公園管理費、いずれも例年と同額計上との報告を受け、備品購入費として51万円計上。こちらは温泉の脱衣場にある籐製椅子が設置以来13年を経て、損傷が著しいため、これを入れ替えるとの説明がありました。

農政企画費は、経営体育成補助金、美しい農地景観形成活動補助金、新規就農者支援事業補助金、地域農業リーダー経営安定支援事業補助金、産業後継者親元就業支援補助金、青年就農給付金給付事業費などが主である。

次に、林業総務費は、有害鳥獣捕獲班活動支援事業補助金、野生鳥獣被害防止対策事業補助金、野生鳥獣被害防止捕獲支援補助金などで、林業振興費は、主に松くい虫防除委託事業費などである。

水産業振興費は、魚種放流についてはアユ、ウナギ、稚貝放流についてはサザエ、アワビの放流委託料が主です。

商工業振興費については、地域資源付加価値向上事業委託、地場産業振興対策補助金、商工業振興対策補助金、まちなかチャレンジショップ事業補助金、中小企業相談所事業補助金、商店街まちなみ景観形成事業補助金、中小企業預託貸付金などがある。

次に、観光費では、役務費の中の広告料ですが、平成29年度からJR九州がまち歩き観光パンフレットを発行する予定なので、高鍋町としても掲載を考えている。また、高鍋町観光協会補助金が主で、高鍋神楽PR事業補助金は、高鍋町八坂神社、愛宕神社、新富町八幡神社、木城町比木神社、川南白髭神社、平田神社うち、高鍋町内の2社分補助金との説明を受け、質疑に入りました。

委員より、温泉修繕575万円の内訳の問いに、脱衣場に敷いてある籐タイルの張り替えや循環ポンプの交換などに行う予定との答弁でした。

委員より、青年就農給付金について詳しく説明について、独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者に対して、経営開始直前の安定しない期間に、経営を軌道に乗せることを目的に給付金を給付し、就農後5年度目までに給付し、年額最大150万円となっている。ただし、前年度所得額に応じて給付金額は変動するとの答弁でした。

委員より、農業をしたことのない人の研修の時の補助はの問いに、青年就農給付金準備型と呼ばれる別の制度がある。年間150万円が2年間研修時に給付され、今まで8名の受給者がいますとの答弁でした。

委員より、地場産業振興対策補助金の説明をとの問いに、新商品に係る費用の2分の1を補助するもので、上限は100万円です。29年度は1件分を計上しているとの答弁でした。町内の事業者が対象かの問いに、町内事業者が対象との答弁でした。商品ができ上がらないと補助しないのかの問いに、商品ができ上がったからの精算払いとの答弁でした。

委員より、歳入の基幹水利事業分担金527万8,000円の詳細説明をの問いに、一ツ瀬川基幹水利事業は、西都市にある頭首工や送水施設といった国営造成施設の維持管理を行うための国の事業に対する負担金で、国が60%、市町が10%、一ツ瀬川土地改良

区が30%という負担割合になっている。その土地改良区分の30%について、各市町の面積割合で各市町に各改良区から支払われるものを歳入として受け入れ、その額が527万8,000円との答弁でした。

委員より、尾鈴地区分担金19万2,000円で40件分の分担しかないのかの問いに、平成28年度で工事完了した区域の給水栓設置見込み件数が40件ということで計上しているとの答弁でした。

委員より、尾鈴地区土地改良区連合負担金補助金について土地改良法では受益者負担金の原則がある中で補助するというものは問題であると考えている。そもそも骨格予算というものは、当初段階から予算計上が必要とされる経費については計上し、これに限らず補助金全般について言えるが、補助金は義務的経費ではなく申請があって支出するもので、町長裁量で支出するものだから骨格予算に計上するのはおかしいのではの問いに、この補助金は関連する補助金交付要綱に基づく支出、例年同様の支出が見込まれるものであることから、当初予算に計上したとの答弁でした。

委員より、一ツ瀬川土地改良区の諸収入で貸付金償還金として4,000円があるが低額過ぎる。未施工地区解消に向けた事業促進に向けた事業促進のための啓発はどのようなことをしているのかの問いに、未施工地区解消についてはそのための検討部会を県と市町で定期的で開催し、方策について検討、新年度は未施工地区内の農地所有者に対し、意向確認のアンケートを行う方向で協議しているとの答弁でした。

委員より、地域資源付加価値向上事業委託についての詳細説明の問いに、平成28年度から取り組んでいる事業で、通算4カ年計画の事業です。日本デザイン振興会、信金中央金庫、高鍋信用金庫、工業技術センター、県内在住デザイナーなどで町内事業者の新たな商品開発、商品デザインの導入、販路開拓の支援をしている。今後はふるさと納税での取り組み、商品としていくことも検討しているとの答弁でした。

委員より、大時計台は数年前に400万円かけて修繕を行ったが、今後も維持費がかかるので今後どのようにするのかの問いに、新体制のもと、大時計台の今後のあり方については改めて協議していくとの答弁でした。

次に、農業委員会です。

歳入で主なものは農業費補助金の農業委員会等交付金、機構集積支援事業補助金、農地利用最適化交付金で、農業費受託事業収入として農業者年金業務委託金などを計上している。

歳出の主なものは農業委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬、農地相談員報酬、職員給料などで、報償費は農業委員・農地利用最適化推進委員活動謝金、調査謝礼、旅費では農業委員による視察研修、役務費では農地利用意向調査費の郵便料、切手代との説明を受け、質疑を行いました。

委員より、農地相談員はどのようなことを行っているのかの問いに、町内全域を周り農地パトロールをしている。遊休農地の発生防止、解消などを農業委員とともに啓発活動な

どを行っている。特に遊休農地の調査をしているとの回答でした。

最後に、建設管理課です。

歳入は、高鍋駅前自動車等駐輪場の使用料、電柱等の占用料、公営住宅の使用料、国庫補助金では社会資本整備交付事業55%補助で橋梁点検委託34橋、天神鶴・茂広毛平付線、東光寺・鬼ヶ久保線、橋梁修繕、鴨野橋、新宮田橋で、住宅補助金は持田団地の公営住宅家賃低廉化事業45%補助、住宅建築物安全ストック形成事業で国庫支出金の土木費委託金は小丸川、宮田川水系の国交省管轄水門11箇所の水門操作委託金で、県補助金は木造住宅耐震化リフォーム事業で、県支出金の土木費委託金は切原川、宮田川、陸閘水門の県管轄10箇所の水門操作委託金との説明を受け、歳出は商工費では自動車等駐車場管理費で、土木費の土木管理費は職員給料、手当、それぞれ8名分が計上、新たに役務費で防災行政無線免許申請手数料2台分、備品購入費で防災行政無線防水型携帯無線機2台分で、建築物耐震改修等事業補助金は耐震診断20件、耐震改修工事5件、耐震改修設計5件で、道路橋梁費の道路維持費は道路側溝維持補修、樹木伐採手数料、道路維持管理委託、3箇所の工事請負費で、道路新設改良費の町単独道路改良費は1箇所の工事請負費で社会資本整備総合交付金事業の委託料は橋梁点検34橋、東光寺・鬼ヶ久保線、工事請負費は3カ所、公有財産購入費は天神鶴・茂広毛線平付線、東光寺・鬼ヶ久保線との説明がありました。河川費の委託料は建設業協会高鍋支部に、負担金補助及び交付金では脇地区急傾斜崩壊対策事業負担金で県の工事の10%で、都市計画総務費では印刷製本費、積算システム手数料が主で、公園管理費は公園施設補修、樹木伐採手数料、公園管理等の委託料が主で、景観費は景観づくりの奨励記念品で、住宅管理費は住宅維持修繕料が主であるとの説明でした。単独災害復旧費では、災害時の応急的な経費として樹木撤去手数料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、空き家管理システム保守点検手数料とありますが、どのようなことをするのかの問いに、今現在、空き家実態調査を調べてGISというシステムを使って地図上で空き家が確認できるようにしていますが、空き家状況も年々変わっていくので、システムを運営していく上で保守点検を行わないといけないとの答弁がありました。

委員より、公営住宅使用料の徴収率はの問いに、平成27年度は97.76%との答弁でした。

委員より、公営住宅家賃低廉化事業についてどのようなものかの問いに、補助を受けて団地の建て替えを行います。実際に入居される方からは収入基準に基づいた家賃しか徴収しないため、町が建て替えたときに負担した事業費を改修することができないため、その補填を行うものです。入居者の家賃は収入基準に応じて算定された家賃のままですとの答弁でした。

委員より、公有財産購入費で、東光寺・鬼ヶ久保線についての詳細説明の問いに、実際17筆予定、金額では2,700万円との答弁でした。

委員より、自動車等駐車場システム一式借上げ料のことですが、耐用年数はどうなっ

ているかとの問いに、耐用年数は過ぎているが今のところ故障等は少ない。また、今後、故障発生もあるので検討していくとの答弁でした。

委員より、脇地区急傾斜地崩壊対策事業負担金について、なぜ県事業なのに10%の負担をしなければならないのかの問いに、地方財政法の中の第27条に都道府県が行う建設工事業でその区域内の市町村に対し、経費の一部を負担させることができるとの回答でした。

質疑が終わり、採決に入り、同数のため委員長採決により賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、御報告を終わります。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前10時57分休憩

.....

午前10時58分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 済みません、訂正をいたします。議案第6号町道路線の認定について、議案第7号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議案第8号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地の利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について、先ほど私のほうが賛成多数と言い間違えまして、全員賛成ということで、済みません、記録をよろしくお願ひいたします。訂正させていただきます。

それと、川南町の平田神社を「ひらた」神社と読んでしまいましたので、「へだ」神社とよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（永友 良和） 委員長、再度確認します。議案第6号、7号、8号においては、賛成多数ということでありましたが、全員賛成ということでもいいですね。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） はい。

○議長（永友 良和） わかりました。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 済みません。

○議長（永友 良和） それでは、以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第6号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。町道路線認定について、これは賛成全員ということだったんですが、高鍋町のいわゆる民間からの寄附、これについての内規というのはどうなっているのか、意見は出なかったようなんですが、説明ではどうなっていたのでしょうか。



○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 済みません、中村議員、民間からのあとのことは（「寄附」と呼ぶ者あり）はい。

再度お聞き、もうちょっとゆっくりと済みません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 委員長質疑をつくって来ていますので渡したいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（永友 良和） それでは、ここでしばらく休憩いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 先ほど、中村議員のほうより町道路線認定についての高鍋町の内規はどうなっているのかの意見は出なかったかのことについて、一応委員会質疑はなかったんですが、課長より現地調査で説明があったものをちょっと紹介したいと思います。

町道認定としてしたいというのは、町道として利用度の高い場合と一定基準としては私道については道路幅が4メートル以上、アスファルト舗装、側溝などの布設があるということと判断しているということを説明を受けました。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。なぜこの問題について委員長質疑をしたのかという一番大きな理由は、先ほども報告の中でやっぱり民間寄附というのがありましたし、この路線を見る限りでは、やっぱり行きどまりになっているんじゃないかという箇所もちょっと見受けられましたので、最悪の場合、やはり行きどまりについてはなかなかそういうアスファルト、4メートル以上あるということがあってもこれ以上の建物を建てようがないということとかも踏まえた上で、それらを考え合わせた上で私が議員になった当時ってというのはなかなかそういうところは寄附採納として受け付けられなかったんです。だから、近年はそういう内規が変わってきたのかということもあって、この路線を見る限り、やはり路線を見て私も質疑をしているわけです。だから、そういうことをしてちゃんと答弁を委員会で質疑したとか、質疑しないとか、質疑があったとか、なかったとかということではなく、当然、やはりこれを見れば、じゃあここは行きどまりになっている、これ以上どうするのかとかいうのは当然議員として然るべく、意見が出て当然だと思うんです。そうでないことを町道路線としてしっかりと私たちは今度からお金を、費用を出していかなくちゃいけないわけです。この管理運営に。だから、そういうふうになると町としては負担がふえてくるわけですから、そのためにしっかりと町道路線への認定をしていくためには内規っていうのを持っていかないと、寄附の届け出があったからということでもかんでも受け付けられるわけではないということだと私は思うんです。

それが、先ほど委員長が答弁された現地調査の説明の中で、やはり4メートルでアスファルトでちゃんとしてある、側溝もちゃんとあるということ、これ以外には何かなかったですか。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 舗装厚が5センチでないといけないということでした。

以上、あとはありませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第7号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。今までの農業委員会制度との違い、それについてもある程度は報告がありましたけれども、今までと違いどのような成果が得られるのか。私はやっぱり人数的に少なくなるということもあり、今までの遊休地、どうなるのかなと心配しているんです。逆に多くなって、本当に農地利用最適化推進委員っていうのが、その仕事が果たしていけるのかなということが非常に心配だったんです。だから、そのことを2人で行うのでということで報告があったんですけど、2人で行うとは一体どういう意味なのか、そこのところを説明していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前11時25分休憩

.....

午前11時26分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） お答えいたします。

先ほど報告したとおり、あの報告以上のことは特にありませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第8号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。先ほど委員長質疑に関しては、私も書類を

渡しましたのでゆっくりは読み上げますが、一つずつ答弁をお願いしたいと思います。

埋却地の再生事業のところでは予算が1,000万円となっているんですが、具体的な報告の中になかったと思うんです。具体的な内容としてはなかったと思いますが、もっとわかりやすい説明っていうのはなかったのか、また委員から質疑はなかったのでしょうか。

高鍋町が貸し付けを行っている問題で、4,000円の入金だったことということが報告にありました。そして、土地改良区とのお話し合いについてはどのような説明があったのでしょうか。また、そのことに関して委員からの質疑や報告されたもの以外にはなかったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

社会資本整備事業が大幅な減少となっておりますが、その理由説明はどうだったのか、またその問題について委員からの質疑はなかったのか。委員長からも質疑はなかったのか、お伺いしたいと思います。

地域資源付加価値向上事業委託については、総括質疑でも行い、先ほどの報告でもございましたけれども、その内容説明をもう少しきめ細やかな報告としていただいて、どういう着地点を目指しているのかということまで御説明をお願いしたいと思います。

建築物耐震改修等事業補助が昨年度より少なくなっておりますが、その理由説明はどうなったのか。また住民からの要望事項などの質疑はなかったのかどうかをお伺いします。

公園管理事業では、一定の管理基準を持っていると考えますが、それはどのようなものとの説明があったのか。また、委員の中から見通しの悪いフェンス横の木などに関する対策についてはどのような説明がなされたのか。地域で管理している公園についても大きな木の伐採基準などについてはどのような説明がなされたのか。委員からの質疑はなかったのか、お伺いします。

林業に関してどのような方向性が示されたのか。また松くい虫などの対策及び松林保護の観点からの整備関係についてはどのような方向性が示されたのかお伺いします。

水産業費関係で、稚貝放流など放流事業に関する成果などについて、説明はありましたか。また委員からの成果についての質疑はなかったのか、お伺いします。

観光費の中でキャンプ用備品とありますが、これについての説明及びキャンプとしての利用頻度などについての説明及び質疑はなかったのかお伺いします。

駅前の駐輪駐車場について、利用者から苦情などがありますが、これについてはどのような説明で委員からの質疑はどんなものがあったのかお伺いします。

道路関係で環境整備に関して嘱託職員が2名だと思うんですが、配置されていますが、どのような効果を期待しての予算編成なのか、その説明はどうだったのか、またこの問題に関して委員からの質疑があったのかどうかお伺いしたいと思います。

港湾費が計上されて久しいけれども、どのような計画なのか、説明はどうだったのでしょうか。また、委員からこの問題に質疑があったかどうかお伺いします。

都市下水路については、条例で年1回の浚渫が望ましいと考えますが、今回は少ないようであります。お金があれば樹木を伐採したいということも報告としてありましたが、ど

うしてこの予算がとれないのか、そのところについての説明があったのか、補正でなされるのか、その説明はどうだったんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 中村議員、今4番目の質疑で地域資源付加価値向上事業委託のところで着地点までの説明があったのかということは、これは執行部がそれを行ったかどうかという……。

○12番（中村 末子君） そうです。説明があったか。

○議長（永友 良和） 答弁をしてくださいということでもいいんですか。

○12番（中村 末子君） いや、執行部がそういう説明をされたかどうか。してなければしてない、してない。

○議長（永友 良和） ですね。着地点と言われたので、委員会審査では着地点までは……。

○12番（中村 末子君） してなければ説明がなかった、質疑がなければ質疑がありませんでした……。

○議長（永友 良和） ということでよろしいですね。

○12番（中村 末子君） というふうに答えてください。

○議長（永友 良和） はい、わかりました。

委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） まず初めに、埋設地再生事業のところで予算が1,000万円となっていますが、具体的には報告がなく、その内容に、また委員から質疑などはなかったのでしょうかということですが、一応、埋設地再生事業のところで予算が今回500万円となっていて、これについてちょっと湿地帯を改良するというのでした、説明は。委員からの質疑はありませんでした。

次に、高鍋町が貸し付けを行っている問題で4,000円の入金だったとのことですが、土地改良区とのお話し合いについてはどのような説明があったのでしょうかということだったんですが、説明の中では一応、今後、啓発、未施工地区等に対して、先ほど説明はしたんですが、未施工地区に対しての啓発活動を再度やるということで、一応それ以上の委員からの質疑はありませんでした。

次に、社会資本整備事業が大幅な減少ですが、その理由説明はどうだったのかのその問題について、委員から質疑はなかったかということだったんですが、社会資本整備事業、大まかな説明はありましたが大幅な減少になったからどういった説明というのはありませんでした。また、委員からの質疑はありませんでした。

地域資源付加価値向上事業委託については、総括質疑でも行いましたが、資料などでは提出されたのか、その内容説明はどうだったのかですが、特にこれもまた報告的なものはなく、委員の質疑はありませんでした。

次、建築物耐震改修等事業補助が昨年度より少なくなっているが、その理由説明はどうだったのか。また住民からの要望事項や質疑はどうだったのかの問いですが、特にこれもまた建築物耐震改修等事業補助の内容のみで、昨年より少なくなっている点についてはち

よっと説明的には受けておりません。また、委員からの質疑もありませんでした。

次に、公園管理事業では一定の管理基準を持っていると考えますが、それはどのようなものの説明があったのか。また、委員の中から見通しの悪いフェンス横の木などに関しての対策についてはどのような説明がなされたのか。地域で管理している公園においても大きな木の伐採基準などについてはどのような説明がなされたのか。委員からの質疑はなかったのかということ、これも特に公園管理事業で木の伐採とかそういった悪いフェンス横の木などに関しての対策の説明とかは特にございませんでした。また、委員からの質疑はありませんでした。

林業に関して、どのような方向が示されたのか、また松くい虫などの対策及び松林保護の観点から整備関係についてはどのような方向性が示されたのかについて、これについても説明はありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

水産費関係では、稚貝放流など放流事業に関しての成果などについて説明はあったのか。また、委員からの成果について質疑はなかったのかについてですが、今回、稚貝放流及び魚種放流については、先ほど説明はした以上の説明はなく、委員からの質疑はありませんでした。

観光費の中でキャンプ用品があるが、これについての説明及びキャンプとしての利用頻度についての説明及び質疑はなかったのか。これについては特に説明もありませんでした。委員からの質疑もありませんでした。

駅前駐車場について利用者から苦情などがあるが、これについてはどのような説明で、委員から質疑はどんなものがあったのか。駅前駐車場については、先ほど機械的なシステム一式とか、そういったものの説明はあったのですが、それ以外の説明はありませんでした。委員からの質疑もありませんでした。

道路関係で環境整備に関して囑託職員が2名配置されているが、どのような効果を期待しているのかの説明はどうだったのか、また問題に関して委員からの質疑はあったのかですが、道路関係環境整備の説明はありましたが、この委託職員が2名だと思うが配置されているが、どのような効果を期待しているかについてのそういった説明はなく、委員からの質疑もありませんでした。

港湾費が計上されて久しいがどのような計画なのか、説明はどうしたか。また委員からのこの問題に質疑はありませんでしたかということ、説明はありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

都市下水路について、条例で年1回の浚渫が望ましいと考えますが、全ての予算確保できない事由説明あったのかですが、執行部よりは随時浚渫工事行っていくという説明はありましたが、あと委員からの質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。今の委員長の答弁では納得いかない部分が幾つかある

んです。というのは、説明がなかった、質疑がなかったと言えはそれで通ると思っているその態度が私にはどうもおかしいと思う。

私は、例えば、湿地帯を改善する、埋却地の再生事業の中で湿地帯を改善すると、どういう場所でどういうところなのかということは説明が、私、必ずこれはあったと思います。そうでないと、予算の要求する理由がわかりませんもん。

そして、未施工地区に関しての貸付金の問題、これは長年貸付金があることは総括質疑でも行っていらっしゃるし、私も行ってきましたけど、そして私も産業建設常任委員会にいたときに啓発活動をしていくということは十分聞いているんです。だけど、啓発活動、じゃあどうしてきたのかと何遍言われてもしていないのかということの意見が、質疑が出るのが当然のことだと思うんです。いつまでうじうじしよつかということまで私は出るぐらい議論が活発にあったと私思うんです。そのことについて、どういった啓発活動をしていくのかということについても、私、これは委員からも多分質疑が出たことだと思います。だから、そのことについてやっぱりきちんと説明していただきたいと思うんです。

あとその社会資本整備とか地域資源付加価値向上の問題については、もうこれ以上の説明がなかったと言われれば、それはそれで私はもういいです。また後で担当課長に聞きます。

そして、公園管理事業の問題では、これは委員が長年同じところにいらっしゃる委員が何回もフェンス横の木に関してやっぱり見通しが悪いと、あれをなくせということで私も直接この耳で聞いていますので、だからそういうふうにしてこられたと思うんです。だから、当然私は意見が出ているものだと思うのでこれ質疑をしたわけです。だから、やはり私も全然知らないわけじゃないから、こういうことについての方向性が何年も言われているんだから、きちんと出されているんじゃないのかと思ってこうやって委員長質疑をしてきているわけです。

そして、林業に関しての方向性については、説明はありました、じゃあどんな説明があったのか、その内容を知りたいわけです。説明の内容を。説明していないはずはないと思うんです。

そして、その次の次、観光費の中でキャンプ用の備品、これについては24万円ぐらいだと、ちょっと私の記憶が定かではないので、間違っていたらごめんなさい、多分24万円ぐらいだったと思うのですが、やはりこの価格になる備品っていうのは必要性があるから要求されているわけです。どんなものを要求されているのかということの内容説明は多分していると思います。していないはずがない。私もいたからわかります。当然、していなかったら聞きます、私は。私だったら聞きます。もし、それを聞いていないとしたら何のために私たちはチェックしている議員として聞いているんですか。だから、どんな説明があったのか、備品についてどんな説明があったのか、そこは説明をちゃんとやっていただかないと、私も款項については総括質疑で行えるんです。あとの細目については質疑をするべきではない。こういうふうに議員必携にも書かれておりますので、私はできるだけ小さい

ところは常任委員会でしっかりと審査を行うということが前提ですので、その審査の内容に対して私は委員長に対して質疑をしているわけです。だから、ちゃんとそのところは多分備品についても、私、説明されていると思います。たかだか24万円ぐらいのお金じゃないんです。住民にとって血税ですので、何の物、どんな物を買っていくのか、この説明がなかったら担当課長はおかしいです。だから、ちゃんと説明があったと思いますから、聞き直してでもちゃんと答弁をしてください、これは。

そして、嘱託職員の道路関係の環境整備、これは前、私が委員会にいたときにはちゃんと説明がありました、いろんな説明が。その説明が何でできないんですか。説明されましたよ。こういうために置いていますと。嘱託職員を置いていますと。だから、すぐ対応できますということやら私が聞いている。そのことを報告していただければよろしいだけなんです、委員長は。あえて私が知っているから、何で質疑するのと思われるかもしれませんが、この会議録っていうのは一生ものなんです。そういうことに対して答えられないというのは、議員としてやっぱりチェック機能を果たすというところにおいて、少しちょっと怠慢じゃないかと、言葉が過ぎるかもしれませんが、そういうことになるんです。だから、やはり私はきちんと答えてほしいと思うんです。説明していると思います。

そして、港湾費についても同じようなことです。これ一応、港湾をつくってほしいということで、これ計画をしましたから。だけど、これもなぜ港湾費をずっと計上し続けているのかということについてもきちんと説明はなされていると思うんです。だから、その説明を答えてほしいし、質疑がなかったらそれはそれでいいんです。委員長が報告されなかったことについて、私が質疑をしているわけです、委員長質疑を。これでしか細目について、私は全部この質疑を何で書くのかというのは、全部この予算書を全て網羅していきながら、あとで答弁があったことを全部この予算書に、私、書き加えていくんです。そして、自分の頭の中に入れ込んでいくんです。住民の皆さんからこういう予算があったんじゃないかと言われたときには、即座には答えられなくてもちゃんとこの予算書を見れば全て答えられるように頑張っているわけです。だから、ぜひ余計なことを、私、お話ししましたけれども、委員長、さっきの何点かについて、全て確認をして答弁をしていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 中村議員、今の質疑は議員の意見や思いもたくさん入っていますので、質疑をもう1回されるのは結構ですが、質疑だけにとどめてほしいと思います。

○12番（中村 末子君） だから言ったじゃないですか、質疑だけしちよる。

○議長（永友 良和） いや、意見が思いがたくさん入っていますので、質疑は2回されてもいいんですけど、ここについてもう1回質疑しますというふうな簡潔な質疑でお願いいたします。

○12番（中村 末子君） だから言ったじゃないですか、どんな説明だったのかと。どんな説明だったのかということだけ答えてください。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってください。しばらく休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時50分再開

- 議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） それでは、中村議員の質疑に対し、お昼時間を使ってちょっと調べますので、お昼から御報告いたします。
- 議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

- 議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 中村議員の先ほどから言われている御質疑に対しては、当委員会で何も特にありませんでした。質疑に対して。
- 12番（中村 末子君） 議長、私はどんな説明があったか、説明がありましたってさっき言うから……。
- 議長（永友 良和） ちょっと待ってください。  
ここでしばらく休憩して、午後1時より再開いたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

- 議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 先ほどからの中村議員の質疑ですが、林業に関する説明ですが、林業の説明に関しては、例年どおりの予算計上を受けているということで、どのような方向性か、松くい虫などの対策及び森林保護の観点から整備関係についてどのような方向性は、ということについては特に説明はありませんでした。

次に、先ほど観光費の中で、キャンプ用備品について説明はなかったと申しましたが、実際はありました。このキャンプ用備品については、監視台2台ということで説明を受けております。

港湾費が計上されて久しいが、どのような計画か説明はどうでしたかと、委員からこの問題に質疑ありましたかということで、港湾費の説明としては、小丸川河口の蚊口付近に港湾があるというところで、場所だけの説明で終わりました。

以上が、質疑に対する回答です。

- 議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永友 良和） これで質疑を終わります。  
以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。



続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 平成29年第1回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についての1件です。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は3月13日、14日、15日、17日の4日間、第4委員会室にて、文教福祉常任委員全員出席し、執行当局に担当課長及び各関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査は、障がいに関する身近な相談業務を委託予定の事業所「あかとんぼ」と、古文書複製品作成事業は、歴史総合資料館収蔵の複製予定の古文書7点について調査をいたしました。

なお、報告につきましては議案順及び担当課順に行い、また、全ての審査の報告ではなく、特徴的な部分の審査報告といたします。

初めに、町民生活課です。

国民年金事務費の歳入は、民生費委託金の国民年金事務取扱交付金で、歳出は、職員1名分の給与と臨時職員が通年で1名、繁忙期の1名分の賃金、またコピーチャージ料、プリンター保守点検委託料、コピーリース料であるとの説明でした。

次に、教育総務課です。

歳出の主なものは、事務局費の中で、姉妹都市交流事業費は東西小学校新5年生の児童による姉妹都市交流事業に係る予算で、29年度は米沢市を訪問し交流を深めるもので、12月に3泊4日を予定しているとの説明でした。

また、学校支援地域本部事業費は、学校支援地域本部事業と学校運営協議会、コミュニティスクールの事業が密接に関係していたことにより、29年度から事業と予算を統合し、教育総務課が主管となるとの説明でした。

委員より、見守り隊の登録は何人で、また、給食試食会はどのような内容で行われているのかとの問いに、東西小学校合わせて約200人で、学校で日ごろの感謝を込めて集いの会を開き、教室で児童と一緒に給食を食べて交流を図る会であるとの答弁でした。また、学校支援ボランティアで登録している人数はとの問いに、約380人との答弁でした。

教育振興費の中で、ICT導入先進地視察研修旅費を計上しているとの説明があり、委員より、ICTの内容と視察先はどこになるのかとの問いに、タブレット端末などのICT機器を活用し、わかりやすく基礎となる事業を行うための研修を受けるもので、28年度は人吉市の東間小学校を視察した。29年度は九州管内を想定しているとの答弁でした。

また、28年度に小学校に導入したQU検査を、29年度は小学校とまた中学校でも導入するための予算を計上しているとの説明でした。委員より、どのような検査でどのような効果があるのかとの問いに、簡単な質問形式のもので年2回実施し、友人関係や学習意欲に対する答えを数値化して、児童生徒の課題解決や指導のために活用し、分析結果を受けて、いじめ等問題のほか、早期発見にもつなげるとの答弁でした。

また、遠距離通学費補助金は、小中学生とも28年度から支援の拡充を行い、小学生はバス定期費用年間分の2分の1を補助するもの、中学生は2万円を上限とした通学用自転車購入費用を補助し支援をするとの説明でした。

また、学校管理費の学校生活支援員配置事業は、小中学校11名の配置で、特に西小学校は、新1年生に肢体不自由で常時介助が必要な児童1名と、心疾患を持った児童2名が入学するため、支援員を2名増員し5名体制で支援する。東中学校は、特別支援学級がふえることになるため、支援員を1名増員するとの説明でした。委員より、障がいを持った児童生徒は普通学級で対応ができるのかとの問いに、事前に学校と保護者の話し合いを行い対応していくとの答弁でした。また、委員より、学校支援員は資格が必要なのかとの問いに、特に必要はなく公募して決定し、研修を受けてもらうとの答弁でした。

また、学校管理費の工事請負費は、国の学校施設環境改善交付金を活用し、西小学校の1年生のクラスが入っている第3棟トイレ改修工事を行うとの説明でした。

次に、社会教育課です。

新規事業として、蚊口地区学習等供用施設空調整備改修工事は、施設の1階部分の空調機の故障により、改修するための工事費を計上するとの説明でした。

図書館費の報酬は、図書館長の配置によるもので、歴史総合資料館費の古文書複製品作成委託は、県文化財補助金を活用し、13%の補助になるとの説明でした。委員より、図書館長についての問いに、歴史総合資料館長との兼務になり非常勤扱いで、これから人選していくとの答弁でした。また、複製する理由はとの問いに、豊臣秀吉、徳川家康の朱印状7点が県の文化財指定を受けており、作成するものとの答弁でした。

美術館費の企画展示費は、特別展、クレパス展、企画展、アーティストファイル展、カラフル展の開催に伴う事業費との説明でした。委員より、開催時期はいつなのかとの問いに、特別展は夏休み期間中で、企画展は6月3日から開催するとの答弁でした。

また、体育施設費のスポーツセンター費は、総合体育館控え室空調取りかえ工事、駐車場ライン改修、テニスコート照明改修工事のためとの説明でした。委員より、駐車場のラインはどのようになるのかとの問いに、従来と同じであるとの答弁でした。

次に、健康保険課です。

民生費の社会福祉費の主な事業として、敬老祝い金事業は、9月15日現在の年齢が80歳、90歳、また100歳、101歳以上を迎えられる方に祝い金を支給するもので、緊急通報システム事業は、28年度より事業対象者を拡大して、疾患のある人と身体上、精神上等の理由により日常生活に不安のある高齢者等の世帯に対し、緊急通報装置を貸与し、事業の周知により、高齢者の安全の確保と精神的不安の解消を図るものとの説明でした。委員より、現在の利用状況はとの問いに、13世帯の利用があり、緊急時はコールセンターにつながり、状況に応じて対応していくとの答弁がありました。

また、高齢者住宅改造助成事業は、在宅で自立した生活をする要介護高齢者の世帯に、住宅改造のために要する費用として、上限50万円の1件分を計上したとの説明でした。

委員より、どのような改造内容なのかとの問いに、手すり、段差解消等の改修があるとの答弁でした。

シルバー人材センター補助金は、高齢者の生きがいづくりの推進と就業機会を確保するために補助するとの説明で、委員より、補助金の積算は、また登録人数はどの問いに、定額であり、現在141名が登録してあるとの答弁でした。

母子衛生費の不妊治療費等助成金は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減と、子どもを安心して産み育てることができる環境整備を推進する目的で、申請件数の実績により計上しているとの説明でした。

健康づくりセンター費のうち、プール施設管理運営事業は、株式会社イーストリバーが3年目のプールの管理運営委託になり、備品購入費は子ども利用のプールフロア購入と、調理室の冷蔵庫が老朽化して購入するための予算計上をしているとの説明でした。委員より、施設はいつ開館したのか、またプールの利用状況はどの問いに、平成16年に開館し、利用者は増加しているとの答弁でした。

次に、福祉課です。

少子高齢化の進展により、当初予算の民生費は、対前年度比率で0.5%の増となり、一般会計に占める割合は、39.7%となっている。今後さらにこの傾向は大きくなるものと思われるとの説明でした。

社会福祉総務費の委託料は、福祉バス委託事業が、平成18年以降段階的に削減され、23年度以降は5割削減された委託料であったものを、社会参加を促進するために活用するバスの運行が、県内、県外で年間80件を超え、運転手である地域福祉係長の負担が大きくなっていることから、増額を行うとの説明でした。委員より、バスの運転手は何人いるのかとの問いに、基本は職員1人だが、運転補助員として2名のパート職員と年間雇用契約を結んでいるとの答弁でした。

臨時福祉給付事業は、消費税の引き上げにより、低所得者等に配慮して行われる事業で、平成28年度の支給額3,000円から1万5,000円に増額するもので、対象見込みは5,420人となるとの説明でした。

障害福祉費、委託費は、相談支援事業の障がいに関する相談窓口を、現在は6事業所に委託しており、近年相談件数の増加に伴い、新たに「あかとんぼ」を委託先とする予定であるとの説明でした。委員より、「あかとんぼ」はどのような事業所なのかの問いに、町内にある発達障がい児親の会、キャンパスきつずが開設している事業所で、相談のほかにも、研修会や体験学習も行っているとの答弁でした。

新規事業の障がい者・障がい児防災・減災対策事業については、年6回開催する障がい者自立支援協議会において、障がい者等の災害時要支援者の防災・減災についての協議が行われており、実際に熊本地震の被災地支援に行かれた委員から、要支援者の避難方法や福祉避難所の運営のあり方が適切であるか等の意見が出されたことにより、福祉避難所運営のノウハウ獲得の講座への参加、また障がい者・障がい児に対するアンケート調査を実

施するものとの説明でした。

障害福祉費の増額については、扶助費が高齢化の進展や医療の高度化、町内にサービス事業所の開設等が相次ぎ、その新規利用者の増により伸びている現状であるとの説明でした。委員より、障害児通所支援給付費のうち増額している支援は何か、またその要因はどの問いに、未就学児に対しての児童発達支援と、就学時に対しての放課後等デイサービスのどちらもふえている。町内に施設が新たに開所したことで、町外の事業所を利用回数や新規の方の利用がふえたことによるものとの答弁でした。

児童措置費委託料のうち、新規事業の子ども家庭支援センター事業費は、4月1日運用開始予定で、委託先は社会福祉協議会、18歳未満の子どもがいる家庭を対象に、子どもと家庭に関する相談支援や、要保護児童を含めた問題を抱える家庭の支援など、一人一人の状況に沿った相談支援を専門的に行う機関を、庁舎別館1階に設置し、障がい者・障がい児基幹支援センター、地域包括支援センターと同じ場所に設置することで、障がい者、障がい児や高齢者、子どもとその家庭など、全世代に対応できるワンストップ窓口であるとの説明でした。委員より、子どもの貧困対策につながるのかとの問いに、生活困窮世帯や児童虐待などのさまざまな課題克服に向けての支援をしていく。また、委員より、相談窓口の職員の人数は何人で、窓口の開設時間はどの問いに、現在は1人体制で、相談件数により今後ふやしていく予定である。また、役場の開庁時間と同じであるとの答弁でした。

負担金補助及び交付金は、時間外保育事業、子育て支援センター事業、一時預かり事業、病児病後児保育事業に対する補助を行うものとの説明でした。委員より、一時預かり事業の増額の理由はどの問いに、子ども・子育て支援新制度が導入され、教育認定を受けた3、4、5歳の子どもに係る15時以降の預かり事業利用者がふえたためとの答弁でした。

以上、全ての審査が終わり、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について討論はなく採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。ちょっと項目がありますので、先ほど渡ししておきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

社会福祉費全般で、扶助費がたくさんあるんですね。全体予算の中で占める割合というのが39.7%ということで、報告はありましたが、今年度の特徴及び傾向などについて、担当課よりはどのような説明があり、委員からはどのような質疑があったのか、お伺ひしたいと思います。

基幹相談支援センターについては、先ほど説明がありましたが、ちょっともう少し詳しく説明をしていただけたらと思います。

社協塾に関して、説明及び質疑はどうだったでしょうか。

訪問入浴サービス事業については減額されておりますが、減額の理由、説明及び居宅介護について委員からの質疑内容はどうだったでしょうか。

認定子ども園事業については、昨年と比較すると減額されておりますが、これは補正等でも説明がありましたが、利用者数の動向はどうか、説明はどうだったでしょうか。また、委員より、今問題になっている利用者数が多いのに低く報告していることはないか、現地調査を含め掌握できるのか、説明はどうだったでしょうか。また、委員から、マスコミ報道であること受けての質疑はなかったのでしょうか。

妊婦・乳幼児健康診査事業に関して、昨年より大幅減額であります、そのことの説明はどうだったでしょうか。また、委員からの質疑はどうだったでしょうか。

教育関係で、教育研究所ではどのような内容で運営されているのか、また、そのことについて委員からの質疑はどうだったでしょうか。

いじめ対策において、近年陰湿になっているとの報道がありますが、具体的にはどのような対策があるのか、説明はどうだったでしょうか。また、委員からの質疑はなかったのでしょうか。

小中学校の環境整備方針はどのようなものがあつたのか、説明をされましたでしょうか。

今、先生方の部活動時間に対して、公務災害に等しい状況があるとの報道がありました、高鍋の現状及び部活動に関して、現実にはどうなっているのでしょうか。これに対して説明はあつたのでしょうか。もちろん委員からは質疑が出ているとは思いますが、どのような内容だったのか、お伺いしたいと思います。

小中学校の体育大会などの行事や、卒業式など町からの記念品がありますが、費用的に私は少ないと感じておりますが、そのことは問題にならなかったのでしょうか。また、記念品に対しての説明はどうだったのか、お伺いしたいと思います。

社会教育関係では、各種団体の補助がありますが、そのことの説明及び委員からの質疑についてはどうだったでしょうか。

図書館の建て替えについては、一般質問がありますし、町長の施政方針にも建て替えを含めて人材育成の拠点として活用される状況ですが、利用者の動向を含め、活用方法として、古くて狭いながらもどのような方向性をもって、この1年間運営をされるのか、説明はあつたのか、お伺いしたいと思います。また、これもまた一般質問等で関心事項ですので、当然質疑はあつたものと思われそうですが、いかがでしょうか。

報酬費では、わずかですが謝礼が5項目ありますが、町の山の管理費等と比較すると、ちょっと違いがあると思います。積算の根拠はどうなっているのか説明されたと思いますが、いかがでしょうか。また、それに付随しての質疑はどうだったのか、お伺いしたいと思います。

石井十次生家の樹木剪定などがありますが、生家のこれからの方向性などについては、どのような説明が行われてきたのか、お伺いしたいと思います。

家老屋敷運営管理については、どうなっているのでしょうか。また、その活用について

は委員会でどのような意見が提案されたのでしょうか。

AEDの使用料が同じ金額でない理由は説明できませんでしょうか。説明がなかったのではないかなと思いますが、私が調べたところ、福祉関係から含めて社会教育関係で、4万8,000円から6万1,000円までというか、幅広い形でAEDの使用料が違うわけですね。だから、なぜこういうような金額の違いがあるのかということで、説明があったのであればあった、なかったのであればなかったと、そこは答えていただければよろしいかと思えます。

また、委託費用がわからないのですが、小学校と中学校では調理業務委託については、どのような違いがあるのか、どのような説明を受けられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 委員長。今、質疑がありましたが、最初のほうから順番に答弁をしてみたいと思います。

社会福祉費の全般の中で扶助費があり、これは先ほどの委員長報告の中でも説明をしましたとおり、29年度の主な事業としては臨時福祉給付金、また私立保育園運営費委託、幼稚園・認定こども園給付費、地域型給付費、また介護訓練等給付費、国保・介護特会繰出金などがあるということでした。扶助費の伸びについては、年々伸びているということでしたので、また29年度も同じような傾向になることが予想されるという説明でした。

続いて、基幹相談支援センターの業務についてですが、委員長報告の中でも説明しましたとおり、障がい者、障がい児に対する相談窓口と、それぞれに障がい者、障がい児に係るいろいろな業務の委託を行っているセンターです。このことに関して、委員からの質疑はありませんでした。

続いて、社協塾に関してのこの説明もありませんでした。また質疑もありませんでした。

続いて、訪問入浴サービス事業についてです。この減額の理由の、特に説明はありませんでした。居宅介護についての委員からの質疑もありませんでした。

続いて、認定子ども園事業についてです。認定子ども園給付事業は、過去2年間分の実績に基づく減額という説明がありました。このマスコミ報道に関しての委員からの質疑はありませんでした。

続きまして、妊婦・乳幼児健康診査事業に関しての説明はありませんでした。また、委員からの質疑もありませんでした。

続いて、教育関係の教育研究所についてですが、この説明はありませんでした。また、質疑もありません。

続いて、いじめ対策についての説明はありませんでした。また、質疑もありません。

続いて、小中学校の環境整備方針についてですが、これは先ほど委員長報告でも申し上げたとおりです。

続きまして、部活動時間に対してのこの担当課の説明もありませんでした。質疑はありません。

続いて、小中学校の体育大会などの行事や卒業式などの記念品についての説明はありません。質疑もありませんでした。

続きまして、社会教育関係の各種団体への補助金についてですが、古墳を守る会、嶋野棒踊り保存会、文化協会など5団体への補助金を計上しているという説明がありました。質疑はありませんでした。

続いて、図書館についてですが、建て替えについての説明はありませんでした。また、建て替えに関しての委員からの質疑もありませんでした。

続いて、石井十次生家樹木剪定についてですが、これも説明はありませんでした。また、委員からの質疑もありません。

家老屋敷管理運営について、これも説明はありません。質疑もありませんでした。

続いて、AEDの使用料に関してですが、この説明ありませんでした。委員からも質疑はありません。

最後になりますが、小学校と中学校の調理業務委託について、特に説明はありませんでした。また、質疑もありませんでした。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。説明がなかった、質疑がなかったということで終われば、私の質疑も何の意味もなさないということではあると思いますが。私はこれは後から、担当課に個別で聞いてまいりたいと思いますが。1項目だけ、これはどうしても聞いておかなきゃいけないなあと思うことがあるんです。扶助費について、やはりこれだけ大きい金額があるということで、やはり皆さん危機感を持っていらっしゃると思うんですね。だから、高鍋町の年々増加するという、そのなぜ増加するのかということに対して、説明が本当になかったのかどうか。だから、その説明をきちんとされていると私は思うんですね。今までの経験で言うと、どういう方向性でこういうふうにならてきているんですよということが、多分説明をされていると思うんですね、それが1つと。年々増加する傾向についての説明はあったと私は確信を持てるんですが、なかったということで委員全員が言われるのであれば、もうやむを得ないと。私が後からテープを聞かせていただくということになるだろうと思うんですが。そういうことを含めて、やはり議員はチェック機関ですので、本当にどうだったのかということをしつかりと検証していく必要があるというふうに、私は思いますんで、全て説明なしという答弁でしたので、これは私は説明がない、そのような委員会の審査というのは非常に極めて議会軽視と言わざるを得ない状況があると思いますので、そのことについては次の一般質問なりでこれきちんと精査していきたいと思っております。1つ、年々増加するとのことでしたが、そのことについての説明は本当になかったのかどうか、再確認をいたしたいと思っております。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 先ほども答弁しましたが、やはり高鍋町も

例に漏れず、少子高齢社会の進展によりということの説明でした。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午後 1 時34分休憩

.....  
午後 1 時34分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 扶助費の増額の理由は、障害福祉サービス、障害通所サービス、計画相談支援の利用者の増加によるものとの説明はありました。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午後 1 時36分休憩

.....  
午後 1 時37分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑は終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1 議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 6 号町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） 1 2 番、中村末子。議案第 6 号町道路線の認定について、賛成の立場で討論を行います。

総括質疑などを行い町道認定して、町民が住みやすいまちづくりを政策として提案されていることが理解できましたので、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第 6 号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、これから討論を行います。



まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第7号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第8号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第9号西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

広域化されると、きめ細やかな相談活動ができるのかと不安もあります。しかし、広域化することで、資格を有した相談員が配置されることはよいと考えます。質疑でも行いましたが、弁護士の相談日に関しては、各市町村が公平感が持てるきめ細やかな相談ができるよう配慮をお願いして、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第9号西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第11号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号高鍋町個人情報保護条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第13号高鍋町個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第14号高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号高鍋町税条例等の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第15号高鍋町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

骨格予算ではありますが、国の動向などを見きわめ、的確な予算配分及びふるさと納税に関しては、規制も厳しくなる方向性がありますが、これも動向を見きわめながら現実的な対応が望まれます。

また、学校環境整備も着実に進められてきました。再編交付金は、平成28年度で終了しましたが、これも新たな予算を防衛省へは要求してきたところです。

国は借金から借金を重ね、今や国民1人当たり1,000万円を優に超えました。そんな中、地方自治体では、みずからの生き残りをかけ、さまざまな工夫を凝らし、それぞれの分野で頑張り、予算を駆使しています。

高鍋町でも、行財政改革を断行し、少ない人員の中でも、住民サービスは低下させないと、日々頑張っている職員を見てきました。確かに、狭い道路を何とかしなければとか、災害対策はこれで十分であるかとの認識はありますが、今年度から要望してきた避難タワー建設など、目に見える形で、安心安全を享受できる環境をつくり出していることは間違いありません。

しかし、その一方で黒水邸の運営を初め、文化、スポーツ施設、観光資源活用など、これから、日々運営に関しての不安要素は十分にあります。しかし、その不安要素、逆にとれるアイディAMANがきつといるはずです。最小限の費用で最大限の効果を生み出すには、住民一人一人が高鍋町財政をしっかりと把握できる広報、啓発活動を十分に必要があると思います。

ありとあらゆる人脈を使い、県や国からの支援策を十分に得られる活動展開が、まず町長、議員の民選者、及び高鍋町出身者などへ働きかけも行っていかなければなりません。私自身も、今以上に気を引き締め、国や県などへの働きかけ及び発信をしながら高鍋町発

展に貢献できるようと思います。

予算として提案しても、途中で効果が得られないなどのときには、議論を行い、財政を健全にできるよう要望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。私は、議案第17号平成29年度一般会計予算に対して、賛成の立場で討論をいたします。

私は、この予算案がベストの予算であるとは考えておりませんが、ベターな予算であると受けとめております。特に、本年度は町長選挙が2月執行されたため、骨格予算となったものの、現在の当町に置かれている厳しい財政事情下にあっては、住民の全てが満足する予算を編成することは、不可能であるということは、どなたも御理解するところであろうと存じます。

財政が厳しいだけに、行政サービスの大幅な拡大はありませんけれども、少子高齢化の進展により、一般会計に民生費が占める割合は39.7%となっておるところです。今後、さらに福祉関係の向上の傾向は大きくなるものと思われまます。このような中にあっても、ふるさと納税推進事業、農林水産業費、商工費、消防費、教育費などに、職員の皆さん方のきめ細かな配慮が随所に行われているのがわかります。

本予算案は骨格予算であります。新しい町長も、多くの公約を掲げておられます。高鍋町の長期ビジョン、豊かで美しい歴史と文教のまちを目指して、大いに期待をしているところでございます。

以上の理由をもって、私はこの本案に賛成をいたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算は、各委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第12. 議案第16号

日程第13. 議案第18号

日程第14. 議案第19号

日程第15. 議案第20号

日程第16. 議案第21号

日程第17. 議案第22号

日程第18. 議案第23号

日程第 19. 議案第 24 号

日程第 20. 議案第 25 号

○議長（永友 良和） 日程第 12、議案第 16 号高鍋町介護保険条例の一部改正についてから、日程第 20、議案第 25 号平成 29 年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上 9 件を一括議題といたします。

本 9 件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長が議案審査結果報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員長（青木 善明君） 17 番。平成 29 年第 1 回定例会において、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第 16 号、18 号、19 号、20 号、21 号、22 号、23 号、24 号、25 号の、以上 9 件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は 3 月 9 日、10 日、13 日の 3 日間、審査は第 3 会議室にて行い、議長を除く 15 名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、報告につきましては議案順に行います。また、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

初めに、議案第 16 号高鍋町介護保険条例の一部改正についてであります。

平成 28 年 9 月、介護保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、平成 29 年度における第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、新たな所得指標を用いる旨の改正を行うものとの説明を受けております。

質疑はなく、賛成討論があり、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号平成 29 年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成 29 年度制度改正の主な内容は、国民健康保険税、2 割、5 割軽減基準の引き上げ、70 歳以上被保険者の高額療養費見直し等の詳細説明を受けております。

委員より、2 割、5 割軽減世帯状況についての質疑に、平成 28 年度においては、2 割軽減 413 世帯、5 割軽減 536 世帯との答弁で、また軽減制度があるのに、なぜ収納率が向上しないのか。予算上の収納率をもっと高く設定してはとの質疑に、納税相談と常に収納率向上を図っており、予算の収納率は、過去 5 年間の実績を目安に 95% で設定しているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 19 号平成 29 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

主な内容は、保険料率改定については 2 年ごとに見直しが行われるが、平成 28 年度に改定のため、平成 29 年度は据え置きとなる。保険料軽減特例については、段階的な見直しが行われる。2 割、5 割軽減基準の引き上げは、国民健康保険と同様の改正などの詳細説明を受けております。

委員より、健康診査事業について、受診率向上のために医療機関との連携はどう行っているのかとの質疑に、全部の医療機関に個別健診のお願いに行っているなど、対策を講じているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてであります。

詳細説明を受け、委員より、未請求分の未収金額についての質疑に、2月現在、124万8,410円で、徴収可能は1件で数万円程度との答弁でありました。

また、水洗化率90%まで上がらない理由はとの質疑に、現在までに推進員を雇用し訪問を行っている。下水道に接続しない理由として、高齢のためや家を改築するときを考えたいなどとの答弁でありました。

また、社会資本整備総合交付金の確保は確実かとの質疑に、強く要望を行っているとの答弁でありました。

また、下水道使用料徴収事務委託について、人数は足りているのかとの質疑に、特に問題はない状況であるとの答弁でありました。

また、電気工作物保安管理委託の業者選定と金額は、見積もりによるものなのかとの質疑に、九州電気保安協会に随契で委託している。委託料については、見積もりによるものと答弁でありました。

次に、委員より、都市計画審議会の予定はとの質疑に、予定はないとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてであります。

歳入の主なものは、木城町、新富町からの負担金と、介護保険特別会計からの繰入金で、歳出の主なものは、介護認定審査会委員報酬などの詳細説明を受けております。

質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算についてであります。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の3年度目となり、平成28年度11月サービス提供分までの給付実績及び介護保険事業計画に基づき予算編成をしている。

詳細説明では、地域支援事業、社会保障充実分の実施として、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成29年度から予算化し、3つの新規事業を推進していくとの説明を受けております。

委員より、要介護、要支援認定者以外の情報把握について、個人情報保護法により情報が把握しにくいのが、対策はとの質疑に、地区や民生委員からの情報収集及びパンフレットなどにより周知徹底を行っているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について

であります。

この特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された、畑地かんがい用水を、他の農地にも雑用水として使用することを目的に、1市3町分の会計として、平成21年度から事業を開始しております。

詳細説明後、委員より、水道メーターが備品として計上されているが、消耗品のほうがいいのではとの質疑に、会計処理上、備品購入で備品台帳に載せて引き上げたメーターは、備品台帳から廃棄処理となる、スクラップ扱いとなれば、雑入になるとの答弁でありました。

また、水利権更新業務委託について、一ツ瀬川も水利権更新があれば、一緒に一ツ瀬川が発注して、負担金を出す方法をとれば安くなるのではないかと質疑に、農林水産省南九事務所が手続を行うが、畑での計算の仕方と、畜産の頭数などでの計算の仕方が違うので、委託内容が違っているとの答弁でありました。

また、歳入の使用料が減額になっているが原因はどの質疑に、使用件数が減っていること。また、井戸を掘って使用水量が減っているとの答弁でありました。

また、県補助金が減額になっているがどの質疑に、活力あるふるさとづくり事業補助金は、地区外送水の工事費の県補助金であり、事業費の40%の補助で、前年度に比べて事業費が少ないためとの答弁でありました。

次に、委員より、地区外にメーターをつけているが、畑田地区は、管が老朽化して漏水事故が起こった場合の工事は、どこが対応するのかとの質疑に、畑田区画整理のエリアからは、地元水利組合が管理、修繕するが、そこまでは、町で保険を掛け管理しているとの答弁でありました。

また、高鍋町以外の地区外送水施設は、どこが管理しているのかとの質疑に、一ツ瀬川土地改良区で管理しているとの答弁でありました。

また、メーターをつけると使用水量が上がり、農家負担がふえるのではないかと質疑に、面積で水利費が計算されるので、農家負担は変わらないとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてであります。

詳細説明では、委員会に関わる通常の運営経費及び2件の事案を想定した予算であるとの説明を受けております。

委員より、研修の日当に食事代が含まれているのか、公用車で交通費が支給されるのかとの質疑に、含まれていないし、支給もされないとの答弁で、また、自家用車の使用はどの質疑に、原則公用車になっているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第25号平成29年度高鍋町水道事業会計予算についてであります。

詳細説明後、委員より、消火栓の負担金の引き上げは考えていないのかとの質疑に、消



火栓の維持管理費についての数は、消火栓数で、単価は75ミリの月単価で、金額の変更は考えていないとの答弁で、また、借入金、公債費がふえると思うが、返済の確保はできるのかとの質疑に、減価償却費等により、内部留保資金で対応できるとの答弁でありました。

また、竹嶋浄水場の取水井戸は改善させているのかとの質疑に、2号取水井戸の穴は交換が済んでいる。3号取水井戸の増築により交互運転をしているとの答弁でありました。

次に、委員より、老瀬のかさ上げ工事は終わったのかとの質疑に、川が増水すると建物が浸水する状態だったが、浸水を防ぐ板の設置で対応しているとの答弁でありました。

また、漏水はふえているのかとの質疑に、毎年、修繕費を計上し更新をしているので減ってきている。町から離れた場所は順次交換していくとの答弁でありました。

次に、委員より、13ミリの給水件数についての質疑に、一般家庭が半分ぐらいの件数で、そのほかに畑や事務所なども含まれているとの答弁で、また、13ミリを20ミリに変更するような啓発は行っているのかとの質疑に、変更すると加入負担金が9万円ふえる。変更する必要がないところについては、特に啓発はしていないとの答弁でありました。

また、水圧はどのぐらいかとの質疑に、2.8キロが平均であり、3階までは計算上問題がなければ許可しているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

ここでしばらく休憩します。

午後2時06分休憩

.....

午後2時16分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第18号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

医療水準の高度化、新薬価高騰などにより厳しい運営を余儀なくされている国民健康保険ですが、特定検診を初め、訪問しての予防活動など地道な運営が効果を上げていると思いますし、国保税収納に関しては、県内でもいろんな状況を想定して活動されていることは評価できると考えます。

来年度から県一括となりますが、それぞれの状況は自治体ごとに異なりますので、方向性が正しくなればよいと考えます。できれば、国保税算定には基金及び繰越金を活用し、これ以上の負担とならないよう工夫していただきたいと要望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第18号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第19号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

超高齢化社会を支えるには、大変な努力が必要ですが、人生は一度きりです。できれば元気で長生きが目標ですが、年をとれば病気の一つ二つはあるものです。グラウンドゴルフなど、地域の人とのつながりを大切に、元気でありたいと願っているのはお年寄り本人です。

また、高鍋では無料温泉券配布などで、お年寄りの集いの場所提供も行いながら、元気

で長生きしてほしいとの願いを込めて展開しています。一度の人生をしっかりとフォローできる体制に感謝をして賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第19号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第20号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

浄化センターについては、供用開始から、本当に駆使しながら延命措置を施してこれられたと思います。河川環境をよくすることでは、合併浄化槽も同じですが、水洗化率を上げ、環境に配慮できるよう努力を期待して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第20号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第20号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決

です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第21号平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第22号平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

職員の頑張りには賛成したいところですが、委託をしている包括支援体制には、少し疑問があります。介護のあり方は世帯ごとに異なり、さまざまな様相があります。その一つ一つをしっかりと掌握し、介護する人、される人に心を寄せながら、1人世帯、2人お年寄り世帯などへ、きめ細やかな対応ができるのも、しっかりとした支援体制がなければできない相談です。確かに、全体を把握することはできないかもしれませんが、何事も人に寄り添う気持ちがその事業を確実に進展させます。

ある方からこのような話を聞きました。糖尿透析などで夫の体はボロボロです。毎日、足などを洗い、マッサージすることで、それ以上の事態を招かないためには看護師さんだけには任せておけない。頼んでもしてくれない。しかし、あの看護師さんの人数では無理だと判断して自分でしていますとか、おむつを替える時間が長くなり、褥瘡などができかかると、夫みずから動いて頑張ってくれます。など、日々の状況を聞くと本当に胸が痛みます。

また、認知症で動き回る妻を24時間監視できず、警察に保護されたり、本当に大変です。などの声を聞くと、何とかしなければと気が焦るばかりです。そんなときに、早い段階で包括支援が動き、テキパキと施設入所を初め、給食サービス、見守りなど、本人の気持ちをしっかりと把握し、状況に応じた支援体制を24時間構築しなければならぬと考えます。いま一步の努力をお願いして討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第22号平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第23号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第24号平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成29年度高鍋町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第25号平成29年度高鍋町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

安全安心な水を供給する、その使命を頑張って果たしていると私は思います。国はこの事業を民営化しようと企んでいますが、自治体がしっかりと把握し、住民へ顔の見える水供給をしていくためにも自治体運営が望ましいと考えます。

また、会計も一般会計とは違い、企業会計でありますし、水道料金算定でも、監査意見にはありましたが、原水単価、供給単価についても計算をし尽くされ、水道料金引き上げもせずに頑張っていることは評価できると思います。

しかし、職員の努力はどこの課でも一緒ですが、いざというとき、災害が発生したとき

の対応もしっかりと構築していますが、本当に災害が起きたときに、マニュアルどおりにライフライン確保ができるかは、私にもわかりませんが、要望してきた事柄については、十分な議論を行いながら、布設替えなども、年次的に行われていることは評価できます。債権支払いについてもキャッシュフローなどしっかりと把握し、運営されていると判断し賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成29年度高鍋町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第21. 議案第26号

○議長（永友 良和） 日程第21、議案第26号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第26号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ88億107万円とするものでございます。

内容としましては、畜産競争力強化整備事業補助金の追加で、財源といたしましては、県支出金でございます。あわせて、この事業について繰越明許費の設定を行なうものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。詳細説明を申し上げます。

今回の補正予算は、畜産競争力強化整備事業に係る補助金の追加でございます。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。

歳入について説明をいたします。

県支出金の県補助金、農林水産業費、県補助金2,499万9,000円でございます。

内容といたしましては、畜産競争力強化整備事業補助金、いわゆる畜産クラスター事業に係る補助金でございます。

歳出について御説明いたします。

次のページ、予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

畜産業費の負担金補助及び交付金2,499万9,000円でございます。

内容といたしましては、歳入に同じく、畜産競争力強化整備事業補助金でございます。

歳入歳出同額となっており、補助金の流れといたしましては、国から県、県から町、そして申請事業所にとということになります。

申請事業者は、株式会社森ファーム宮崎でございます。この補助金は、同事業者が町内、牧内地区に保有する農場内に計画しております、育成牛舎1棟の建設に対するもので、事業総額は5,400万円となっております。育成牛舎の位置、構造等につきましては、お配りしております資料を御参照ください。

補助率は2分の1以内で、補助金額は2,499万9,000円でございます。残りの2,900万1,000円が自己資金となっております。

この時期に補正予算として計上した理由でございますが、本事業につきましては、児湯地域肉用牛クラスター協議会の事務局である、児湯農協が中心となり、県と児湯3町の畜産農家、事業者の3者で事業内容等について協議を行いまして、畜産クラスター計画として策定した事業の1つでございます。

その中で、国の補正予算による補正事業、第2次により、株式会社森ファーム宮崎の計画が採択された旨の通知が、事務局である児湯農協を通じて、3月22日、おとといでございますが、産業振興課のほうに連絡がありましたことから、予算措置が必要となり、今回、計上させていただいたものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

繰越明許費補正の追加でございます。

この事業は、事業完了予定が平成30年3月31日ということでございますので、あわせて農林水産業費の農業費、畜産競争力強化整備事業2,499万9,000円につきまして、繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。この畜産クラスター事業ですね。これに補助するという。これはトンネルの状況でありますので、聞いておられないかもしれないので、聞いていらっしゃらないということならお答えは結構でございます。

いわゆる、この資金確保ですね。これについて、2分の1以内の補助でありますので、残りの2,900万ちょっとですね。それについては、どのような資金確保があるのか、そこをお聞きになっていらっしゃるかどうかが、そこのところだけちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

もし、資金確保ができなくてこの事案が流れてしまうと、私ももったいないなど、ちょっと思いましたので。例えば、児湯農協が、もう貸し付けを行うとか、そういうことが、もし決定しているのであれば、事前に決定できるかどうかは別として、そういうふう考

え方をしているのかどうかということをお聞きになっていらっしゃるのであればお答え  
願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。お答えいたします。

補助金を除いた事業資金でございますけれども、こちらにつきましては、伺いますと  
ころによりまして、自己資金を御用意されているということでございます。そちらにつきま  
しては、制度資金を何か利用されるというふうには伺っているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） じゃあ、もう一つ確認させていただきますと、その資金が確保  
ができていれば、これを繰越明許をしても、その年度内にしっかりとでき上がるというこ  
とは、確認できているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。お答えいたします。

先ほどの、政策推進課長の詳細説明の中にもございましたとおり、事業完了予定につ  
きましては、平成30年3月31日ということで伺っております。

竣工自体につきましては、同年の、平成30年3月15日には竣工予定ということで伺  
っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定すること  
に賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第26号平成28年度高鍋  
町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22．同意第2号

○議長（永友 良和） 日程第22、同意第2号副町長の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第2号副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

現副町長の川野文明氏が、平成29年3月31日をもって任期満了になりますことに伴



い、新たに児玉洋一氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。それでは、略歴を御紹介申し上げます。

氏名、児玉洋一。生年月日、昭和41年11月13日、50歳。現住所、宮崎市吉村町大田ケ島甲402-12。最終学歴、平成2年3月筑波大学第三学群社会学類卒業。職歴等、平成3年4月宮崎県職員採用。平成14年4月生活環境部環境対策推進課主査。平成16年6月商工観光労働部商工政策課主査。平成20年4月県議会事務局総務課主査。平成21年4月県議会事務局総務課副主幹。平成23年4月福祉保健部医療薬務課副主幹。平成24年4月福祉保健部医療薬務課主幹。平成27年4月総務部財政課主幹で、現在に至っております。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第2号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第2号副町長の選任については、同意することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

### 日程第23、同意第3号

○議長（永友 良和） 日程第23、同意第3号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第3号固定資産評価員の選任について、提案理由を申し上げます。

児玉洋一氏を、高鍋町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第3号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第3号固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第24．発議第1号

○議長（永友 良和） 日程第24、発議第1号資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。14番、黒木正建議員。

○14番（黒木 正建君） 14番。皆さんこんにちは。大分、皆さんお疲れのようですが、産業建設常任委員会に付託されました、発議第1号について御説明申し上げます。

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者は、高鍋町議会議員、黒木正建、賛成者は、常任委員会のメンバーであります、後藤正弘、水町茂、黒木博行、池田堯でございます。

意見書について1回読み上げます。

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書。

我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の供給等、多面的な機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「伐って、使って、すぐ植える」という、森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、我が国の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源の循環利用により、林業の成長産業化を図ることは、山村地域に雇用と所得を創出し、地方創生に大きく貢献するものである。

本県においても、複数の木質バイオマス発電施設の本格稼働や、東アジアへの木材輸出の増大など、新たな木材需要の創出に向けた動きが加速化する一方で、林業を基幹産業とする中山間地域においては、依然として、過疎化・高齢化の進行による担い手不足や、間伐・再造林などの森林整備が適切に行われず、森林の持つ多面的機能が損なわれる懸念もあるなど危機的な状況が続いている。

よって、国におかれては、森林の果たす役割の重要性を踏まえ、資源循環型林業を確立し、林業の成長産業化による地方創生を実現するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

1、造林・間伐等、森林資源の循環利用を支えるために必要な森林整備予算及び防災・減災のために必要な治山予算を十分に確保すること。

2、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など契機として、新たな木材需要を創出するための施策を強力に推進すること。

3、CLT（直交集成板）を活用した建築物の整備促進など、需要拡大を図るための対策を強化すること。

4、森林整備等の森林吸収源対策を推進するため、都市・地方を通じて、森林の恩恵を受けている個人や企業等に等しく負担を求める、森林環境税（仮称）を早期に実現し、安定的な財源を確保するとともに、地方財政措置の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生）でございます。

提出者は、宮崎県高鍋町議会。

意見書については以上であります。幾つかの文言等について述べ、内容を少しでも理解していただければと思っております。

この意見書の中で出てきている、バイオマス発電設備の施設について述べてみますと、県内では9カ所ということであり。全てが売電しているかということ、全てはやっていません。ただ、児湯管内では、川南と都農にあります。

CLT（直交集成板）について述べてみますと、これは細い板を互い違いに直角に交差させて、積み重ねたものでありまして、一般の建築等に使っている集成板は、これも張り合わせなんですけど、5センチぐらいから、建築士さんに聞きますと、約35センチぐらいが最高ということで、そういうのを使っております。ただ、この今回出ています、CLTというのは約50センチとか、1メートルとか、大きいところでは約1トンぐらいですね。そういう重さにもなる、そういう材料として使う可能性が十分あるということであり。ます。

このCLTの特徴といいますのは、強度、断熱、遮音、耐久性に非常に優れているということで、中高層建築物の壁とか、床、そういうところに、今後、どんどん利用されていくんじゃないかと思っております。

この集成板もですが、以前は、接着剤が満足できるような、そういうあれがなくて、剥げたりしていたんですけど、今は研究開発されて、非常に強固な接着剤でできているというふうに、そういう関係の人から聞いております。

このCLTですけど、これは20年ぐらい前からヨーロッパのほうではどんどん使われ

ていたということです。なぜかと言いますと、日本のように地震等がないから、そういうふうに済んでいたということです。日本も、いつか前までは、建築材料材とかそういうので、なかなか承認されてないとか、そういうことで、国のほうでいろいろ補助金もらって、モデル建築物とか、そういうのは建っていたようです。県内では日南にそういう建物が建っているというふうに聞いています。

また、2週間ぐらい前ですかね、宮日新聞に小規模の橋、そういうところに、その集成材を使って、もちろんその上にも土やら被せるんですけど、そういうので使っているというふうに出ておりました。

県のほうでも、県の木材利用技術センターでは、まだ今後、いろいろ研究の余地があるということで、京都大学と共同で研究開発に取り組んでいるということでもあります。

2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会があるんですけど、もちろんそこに間に合わせて、そういうすばらしい、このCLTを使った、そういう材料を使った建築物を使用できるようにということで、盛んに研究開発されているようでもあります。

CLTはそのぐらいにして、あと、森林環境税について述べてみますと、森林環境税を利用した取り組みということで、この3つの視点からということで、県民の理解と参画による森林づくり、公益的機能を重視した森林づくり、資源の循環利用した森林づくりに取り組んでいるということでもあります。

森林づくりについて述べてみますと、これまでの森林づくりは、森林所有者による森林生産を主体とする森林づくりであったが、今後と言いますか、もう現在もですけど、住民参加による森林づくりですね。こういうのをやっている方向に進んでおります。

森林環境税について述べてみますと、これは平成15年に高知県が最初に実施を初めて、全国で37の県でやっているというふうに聞いております。宮崎県は、平成18年の4月から導入をやっております。これ見直しは5年なんですけど、県のほうで継続するかどうかというアンケートをとった結果、7割方は、この森林環境税について賛成で、継続してもいいというようなことで、5年間延長で平成33年ですね。ここまで延長することになっておるようでもあります。

ちなみに、高鍋町の、これ個人と法人とかいろいろあるんですけど、個人の場合は、9,548人掛ける500円ということで、477万4,000円ということになっています。また、県の場合は、法人、個人を合わせて、2億9,900万円ということになっています。大体、約3億ですか。そこ辺にいつているというようなことでもあります。県のほうも、余り詳しく公表はしたくないというような感じでもあります。

ちょっと文言等について説明しましたが、少しでもこの意見書の中身がわかっていたできれば幸いです。

以上であります。

○議長（永友 良和） 大変、中身まで詳しく説明をしていただきました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。詳しく説明していただいたから、余計、質疑が出てきたんですが、済みません。

森林環境税ですね。これについては、どのような使い方をしていくということを、国とかですね、こういう意見書を求めた側の森林対策について、宮崎県なんかは、西米良を含めて、非常に山を管理している自治体が数多くあるんですよ。やはり、そういうところで、後継者が非常に少ないという状況の中で、そういうところに、やはりお金を使っていたきたいなと思う部分もあるんですが。高鍋町に使ってほしいと言いたいところですが、宮崎県の中から考えていけば、やはり森林業者にとって、これが後継者育成につながっていくような形になるような方向性があるのかどうか、そこだけをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 黒木正建議員。

○14番（黒木 正建君） 宮崎県のが、杉なんかも、もう25年か、産出量が日本一を続けているんですけど。そういった数字的なものとか、そういう仮称の森林環境税とか、こういうのがあるんですが、ちょっとこう、国のレベルのやつと地方のレベルのやつと使い分けとかそういうのに分かれてきて、国のほうで、ある程度、予算化もされると思うんです。今回のこの意見書というのは、数字的なものも細かく言えばずっと調べていけば、いろいろ資料はあるんですけど、それじゃなくて、この意見書の中の安定的な財源を確保するための意見書で、これをどうするかということでもありますので、そっちのほうを賛成するのか。反対するのか。中身は、細かい詳細なことじゃなくて、こっちのほうが先決だろうということで、こっちのほうになりました。

細かくしていけば、29年に与党のほうで税制大綱とか、30年からとか。そういうのがいろいろあるんですけど、そういうあれじゃなくて、この意見書をどうするか、上げるかどうかというあれだから。まだ、流せば資料はいっぱいありますので、長くなりますけど。そこ辺を理解していただいて、あとの賛否をしていただければよろしいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第1号資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第25、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第26. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第26、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第27. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第27、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成29年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時00分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員